

犬山市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき、市長と教育委員会が、教育行政に求められる政治的中立性のもと、十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題及びあるべき姿を共有しながら、連携して教育行政を推進することを目的として設置する犬山市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、開催の日時及び場所並びに会議において協議又は調整すべき事項を、あらかじめ教育委員会（教育長及び教育委員）へ通知するものとする。

併せて、会議の開催について、犬山市ホームページへ掲載するなど広く周知するものとする。

2 前項の通知に係る事項を変更する場合（会議を中止した場合を含む。）は、遅滞なく通知及び周知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議事進行)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、市長と教育委員会（以下「会議構成員」という。）の合意により、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開方法は、傍聴によるもののほか、映像配信などを

検討して、市民への説明責任を果たすよう努めるものとする。

2 会議の傍聴に関する事項、映像配信に関する事項その他会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第6条 市長は、会議終了後、遅滞なくその議事録を作成し、非公開となった部分を除き、犬山市ホームページへの掲載などにより公表するものとする。なお、議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 会議構成員の出席者及び欠席者の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する発言
- (4) その他会議構成員が必要と認めた事項

2 議事録には、会議構成員全員及び作成した事務局職員が署名しなければならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、経営部企画広報課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、市長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。